平成２８年（フ）第５３１号
埼玉県川口市並木１丁目５番７号　パラドール201号
破産者　石井　亜季（旧姓大瀬）
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３７号
新潟県上越市北本町４丁目２番３号
破産者　浦沢　英治
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第２７号
静岡市葵区平和２丁目29番８号
破産者　水野　早苗
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６９号
静岡市葵区川合１丁目５番10―303号
破産者　坂下　哲朗
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９９号
滋賀県彦根市野田山町813番地（202号）、前住所滋賀県彦根市長曽根町８番５号
破産者　太田　　徹
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１０５号
滋賀県彦根市大堀町492番地８
破産者　木崎　五郎
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第４６４０号
大阪市平野区瓜破東２丁目３番２―815号
破産者　淺川　昌代
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９６２号
大阪府茨木市天王１丁目５番31号　ドムール南茨木202号
破産者　くるま工房ＶＥＩＬこと　武田　浩幸
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１６７号
大阪市西淀川区福町２丁目10番23号
破産者　松尾　美保
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２０３号
大阪府豊中市庄内幸町３丁目31番33号
破産者　林田　千年
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５４８号
兵庫県尼崎市昭和通２丁目10番10―403号、前住所兵庫県尼崎市七松町１丁目３番２―2003号
破産者　髙山　浩一
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９１４号
大阪府枚方市走谷１丁目20―38、住民票上の住所大阪府枚方市北中振１丁目38番15号
破産者　奥田眼鏡商店こと　奥田　武夫
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３６２号
大阪府豊中市旭丘６番３―301号
破産者　能瀬　禎勇
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３６３号
大阪府豊中市旭丘６番３―301号
破産者　能瀬　洋子
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８５４号
大阪市中央区瓦屋町２丁目18番７―102号、前住所大阪府門真市野里町５番18―804号
破産者　磯﨑　拓也
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９５１号
大阪市西区新町１丁目33番11―1003号
破産者　鴻巣真由美
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９５２号
大阪市西区新町１丁目33番11―1003号
破産者　鴻巣　幹夫
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２２５号
大阪市平野区西脇４丁目１番50号　メゾン福竹201
破産者　津田　尚代
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３０２号
大阪市浪速区桜川２丁目10番４―206号
破産者　近藤　　雅
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部